

中期目標期間終了時の検討に係る意見

平成 27 年 9 月 1 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府地方独立行政法人
大阪府立病院機構評価委員会
委員長 清野 佳紀

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 2 項に基づく、地方独立行政
法人大阪府立病院機構に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成 23 年度から平成 26 年度の各事業年度の業務実績に関する評価結果等を踏まえ判
断すると、全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。

経営環境が厳しさを増す中、大阪府の政策医療の実施機関として各病院が各々の医療課
題に対応し、着実に計画を達成するとともに、府民の期待に応えられるよう診療機能の充
実や患者サービスの向上に取り組んでいることは評価できる。

引き続き、政策医療及び高度専門医療の提供をするとともに、府域の医療水準の向上、
府民の健康維持及び増進に寄与する公的病院としての使命を果たし、大阪の医療をリード
するべく一層の診療機能の充実、サービスの向上を図らねばならない。

そのためには、地域医療機関との更なる連携を図り、将来を見据えた機構全体としての
戦略的な運営を行うことが必要である。

また、各年度で設定している目標において、達成できなかった項目について、しっかり
分析し、絶えずさらなる改善を行うことを望む。

今後、各病院の自主性を尊重したうえで、法人本部の役割を検討するとともに、医療や
病院経営をめぐる環境変化に柔軟に対応できるよう経営基盤の強化を図っていくことが重
要である。

計画されている施設整備を着実に進め、また、整備された施設・医療機器を有効活用さ
ねばならない。

医療の安全と質の向上には、病院職員のワークライフバランスの推進が重要であり、労
働安全衛生、職場環境の改善に一層取組まねばならない。

以上